

大分県労働委員会規則第 11 条及び第 12 条の規定により、大分県労働委員会が実施した平成 24 年における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況を、次のとおり公表する。

平成 25 年 1 月 22 日

大分県労働委員会
会長 麻生 昭一

1 不当労働行為事件

該当なし

2 調整事件

(1) 労働争議の調整

事件番号	区 分	調 整 事 項	申 請 年月日	調 査 回 数	調 整 回 数	処 理 日 数	終 結 年月日	終 結 状 況	備 考
平成 23 年 (調) 第 6 号	あっせん	・誠実交渉応諾義務の遂行	23.10.27	4 回	2 回	8 9	24. 1.23	解 決	前年から 繰越
平成 24 年 (調) 第 1 号	"	・組合員に対する「解雇通告」の撤回 ・雇用期間である平成 24 年 3 月 31 日 までの賃金の支払	24. 1. 5	2 回	1 回	3 4	24. 2. 7	打切り	
平成 24 年 (調) 第 2 号	"	・労働契約書不利益変更の見直し ・委託契約の積算基準を示した、誠実団 体交渉の実施	24. 4. 4	2 回	1 回	2 4	24. 4.27	解 決	
平成 24 年 (調) 第 3 号	"	・組合員の配置転換に関する団体交渉の 応諾 ・他の組合員についても、組合員である ことを理由に労働条件について不利益 取扱いの禁止	24. 4.24	1 回	-	1 4	24. 5. 7	取下げ	
平成 24 年 (調) 第 4 号	"	・栄養科職員の解雇及び配置転換の撤回 ・経営状況を明らかにする資料（決算書 等）を示した、誠実団体交渉の実施 ・労働組合員の所属する職場に対する賃 金差別の撤回	24. 7. 5	2 回	1 回	3 3	24. 8. 6	解 決	
平成 24 年 (調) 第 5 号	"	・二交替勤務についての労使協定の遵守 ・本人の同意のない労働条件の不利益変 更の撤回	24. 9. 3	2 回	-	3 7	24.10. 9	取下げ	
平成 24 年 (調) 第 6 号	"	・2012 年 10 月 1 日付け給食部門の 業務委託の撤回	24. 9.28	2 回	-	8 4	24.12.20	取下げ	

(2) 個別労働関係紛争のあっせん

事件番号	区 分	調 整 事 項	申 請 年月日	調 査 回 数	調 整 回 数	処 理 日 数	終 結 年月日	終 結 状 況	備 考
平成 23 年 (個) 第 5 号	あっせん	・不当な解雇の撤回 ・（解雇撤回できない場合）解決金の支 払	23.12.15	2 回	1 回	5 0	24. 2. 2	解 決	前年から 繰越
平成 24 年 (個) 第 1 号	"	・解雇の取消 ・雇用契約書どおりの平成 23 年 10 月 20 日から平成 24 年 4 月 19 日までの 雇用確保	24. 5.22	1 回	-	4	24. 5.25	取下げ	
平成 24 年 (個) 第 2 号	"	・2008 年 12 月からの賃金カット分 の支払 ・残業代未払い分の支払 ・退職理由の会社都合への変更 ・退職金規定どおりの支払	24. 6.19	1 回	-	8	24. 6.26	取下げ	
平成 24 年 (個) 第 3 号	"	・解雇に対する謝罪及び解決金の支払	24.12.13	2 回					翌年に 繰越